

「更生保護のあり方を考える有識者会議」論点整理に向けて

～ 自治体の視点からのいくつかの問題提起 ～

委員（三鷹市長） 清原 慶子

## 1. 「更生保護」の理念と概念についての整理

対象者の社会復帰への支援にとどまらず、再犯防止に向けての支援をいかにするかが課題

対象者（少年、仮釈放者、執行猶予者等）への適切な保護観察の意義と目的及び方法の類型化

## 2. 更生保護制度の担い手について

### （1）保護観察官の専門性の再検討

専門性のなかみ（保護観察機能のみならず、関係機関や保護司等との関係のコーディネート機能も重視する必要性）

専門性に適合的な育成、採用、研修、昇任制度等のあり方

### （2）保護司の役割と処遇に関する検討

保護司の役割には、現状では「犯罪をした者の改善・更生を助ける」と「犯罪の予防のための啓発、地域社会の浄化」の2面性がある。

前者は保護観察官の補助者として、個別性の枠の中で、市民レベルから見れば「匿名性」が求められる活動であり、後者は、社会を明るくする運動、セーフティ教室などに象徴されるように、地域社会における犯罪予防のオピニオンリーダー的な存在感が期待され、保護司であることの「公開性」が求められるという難しさがある

こうした重要な役割を、ボランティアな非常勤国家公務員としての保護司にどこまで求めるべきであるかが課題

現状の保護司確保の困難、活動への動機付けの維持と研修等の確保の必要性などから、今後も無報酬のボランティア性に求めることに限界はきていないかを検討する必要性

保護司の適性と求められる資質の客観化及びその確保の方法

### （3）保護観察官と保護司の協働について

専門職公務員の良さと、民間ボランティアの良さとを、長年の経過と蓄積を尊重しつつも、如何に現在の問題解決に向けて改めていくことができるかが課題

両者が有効に協働できるための条件整備

保護観察官、保護司に加えて、警察、家庭裁判所、児童相談所、医療機関、社会福祉機関、NPO等の諸機関との連携のあり方

## 3. 地域社会の中での新しい支援のあり方について

### （1）更生保護対象者による社会奉仕活動実施への支援

現代社会では、犯罪増加に対する住民不安が増長されており、自治体では主として防犯の観点から「安全安心なまちづくり」が期待され、推進されている。ま

た、近年は犯罪被害者の視点を尊重する意識も高まりを見せている。こうした環境においては、地域住民の意識構造として、更生保護対象者に対しては、必ずしも温かく優しい眼差しで包み込むような環境であるとは言えない。更生保護対象者が困難を抱えていても、地域は容易には「受容」(ソーシャル・インクルージョン)するわけではない。

一方、更生保護対象者の立ち直りと社会復帰のためには、「孤立」と「排除」の対極の「共生」と「受容」の環境(地域社会)が不可欠である。この隘路から抜け出す安直な処方箋は恐らく存在しない。更生保護対象者が地域で、地域住民から「信頼」を得る結果を示せば、地域で受け入れられる要素となる可能性がある。そこで、たとえば更生保護対象者が、地域活動、地域福祉活動などにおいて一人の住民として、ボランティアとしての存在感を示し、認められる存在となることが有用である。そこで、むずかしい課題ではあるが、自治体行政もそうしたことが実現するような仕組みづくりの役割が期待されるかもしれない。

## (2) 就労支援の必要性

更生保護対象者の社会復帰と自立支援、さらに再犯防止については、就労支援が非常に重要である。三鷹市では、生活保護対象者の自立支援のために就労支援を実施している。また、障がい者施策における就労支援の取り組みや仕組みづくりについても、障がい当事者にも参加してもらい検討を進めている。こうした手法は、更生保護対象者の就労支援についても参考になるのではないかと。

A：更生保護対象者を中心としたグループで、仕事を受注する受け皿を作る。そこに行政・企業・市民が仕事を発注できる仕組みをつくる。

B：日本を代表するような大企業が、更生保護対象者を雇用する「特例子会社」的なものを組織し、運営する方法も検討する価値があるのではないかと。今の協力雇用主制度以外にもポジティブなイメージを生み出すような取組みが求められている。

## 4. 保護観察の内容に関する検討課題

対象者の類型化と保護観察官・保護司等による観察期間、遵守事項、処遇内容の吟味

特にいわゆる「ハイリスク対象者」に対する処遇の再検討

保護観察の際の、医師、臨床心理士等による治療的対応の要否とあり方

保護観察期間における関係機関の適切な情報共有と役割分担のあり方

## 5. 社会科学的調査の必要性

いわゆる再犯率が高いケースについて、その要因を社会科学的に分析することによって、それに基づいた再犯防止策及び仮釈放審理基準の見直し等、更生保護制度の有効性を高めることが必要

反対に更生保護制度が有効に機能しているケースについて、その要因を分析し、定型化できるものは共有化して、再犯率の低減をはかることが必要